

○和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例

平成25年3月22日

条例第16号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例をここに公布する。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延を防止するため、県、栽培者等及び農業者の組織する団体等の責務を定めるとともに、特定サクラ属等の植物の移動の制限その他必要な事項を定めることにより、ウメ、モモ、スモモ等のサクラ属の果実の生産の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サクラ属等の植物 ウメ、モモ、スモモ等のサクラ属の生植物(種子及び果実を除く。)並びにセイヨウマユミ、ナガバクコ及びヨウシュイボタの生植物(種子及び果実を除く。)をいう。
- (2) 特定サクラ属等の植物 サクラ属等の植物のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 栽培者等 県内でサクラ属等の植物を栽培し、所有し、管理し、又は販売する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(栽培者等の責務)

第4条 栽培者等は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延を防止するため必要な措置を講ずるとともに、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(農業者の組織する団体等の責務)

第5条 農業者の組織する団体及び防除業者は、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との協力)

第6条 県は、市町村に対し、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策への協力を求めることができる。

(移動の制限)

第7条 知事が定める県外の区域で栽培され、所有され、管理され、又は販売された特定サ

クラ属等の植物を県外の区域から県内の区域に移動しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事が定める県内の区域で栽培され、所有され、管理され、又は販売された特定サクラ属等の植物を当該区域から当該区域以外の区域に移動しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第3条に規定する植物防疫官が調査を行うため、特定サクラ属等の植物を当該区域以外の区域へ移動しようとする場合は、この限りでない。

(通報)

第8条 ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物を発見した者は、遅滞なく、規則で定める事項を知事に通報しなければならない。

(立入検査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の存する場所その他必要な場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは検査のため必要な最少量に限りサクラ属等の植物の葉を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表等)

第10条 知事は、栽培者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該栽培者等の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第7条の許可を受けないで特定サクラ属等の植物を移動した者
- (2) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又はサクラ属等の植物の葉を収去させなかった者

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第11条 第7条の規定は、法令で定めるところにより防除が行われる地域については、適用しない。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則

平成25年3月22日

規則第21号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(特定サクラ属等の植物)

第3条 条例第2条第2号に規定するサクラ属等の植物のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる植物とする。

- (1) ウメ
- (2) アンズ
- (3) スモモ(別名ニホンスモモ)
- (4) セイヨウスモモ(別名ヨーロッパスモモ又はプルーン)
- (5) ミロバランスマモ
- (6) モモ
- (7) ネクタリン
- (8) アーモンド
- (9) ユスラウメ
- (10) ニワウメ

(移動の許可)

第4条 条例第7条の規定による移動の許可を受けようとする者は、当該移動に係る行為を開始する30日前までに、移動許可申請書(別記第1号様式)にウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(通報事項)

第5条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 通報者の氏名、住所及び電話番号
- (2) ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の名称及び当該植物が存する場所
- (3) その他知事が必要と認める事項
(検査員の証明書)

第6条 条例第9条第2項に規定する証明書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(公表の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 栽培者等の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の理由
- (3) その他知事が必要と認める事項
(意見陳述の機会の付与)

第8条 条例第10条第2項の規定により公表の対象となる者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 公表の原因となる事実
- (2) 公表の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

移動許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊦

電話番号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 移動の目的	
2 移動しようとする植物の名称	
3 移動しようとする植物の数量	
4 移動しようとする植物の状態及び樹齢	
5 移動年月日	
6 移動しようとする植物が過去に栽培され、所有され、管理され、又は販売された場所並びにその場所の責任者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	
7 ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを確認した方法等	
8 移動しようとする場所及びその場所の責任者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号	

注

- 1の欄には、購入、販売、流通管理による移動、譲渡、譲受等を記載すること。
- 2の欄には、和名及び商品又は品種の名称等を記載すること。
- 3の欄には、個体数を記載すること。
- 4の欄には、状態については実生の苗、接ぎ木の苗、樹木、穂木、鉢植え又は切り枝その他生植物としての状態を、樹齢については実生からの年数を記載すること。
- 5の欄には、移動しようとする年月日を記載すること。
- 6の欄には、移動しようとする植物が過去に栽培され、所有され、管理され、又は販売された場所等の全てを記載すること。記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7の欄には、ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを確認した検査方法又はアブラムシ類及びウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれのある植物からの隔離の方法について簡潔に記載すること。
- 8の欄は、申請者と同じ場合は省略することができる。

添付書類

- 1 ウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを証する書類
- 2 移動計画書(移動年月日が2日以上にわたる場合のみ)

別記第2号様式(第6条関係)

(表)

		第	号
証 明 書			
写真貼付	所 属		
	職 名		
	氏 名		
	生年月日		
		上記の者は、和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号)第9条第1項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日 交付			
和歌山県知事		印	

(裏)

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(抜粋)
(立入検査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の存する場所その他必要な場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは検査のため必要な最少量に限りサクラ属等の植物の葉を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表等)

第10条 知事は、栽培者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該栽培者等の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条の許可を受けずに特定サクラ属等の植物を移動した者

(2) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又はサクラ属等の植物の葉を収去させなかった者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

備考

- 1 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。
- 2 証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例等の規定に基づく特定サクラ属等の植物の移動の許可に関する要綱を次のように定める。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例等の規定に基づく特定サクラ属等の植物の移動の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。）及び和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則（平成25年和歌山県規則第21号。以下「規則」という。）の規定に基づく特定サクラ属等の植物の移動の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が定める区域)

第2条 条例第7条に規定する知事が定める県外の区域及び知事が定める県内の区域は、県外及び県内の区域にウメ輪紋ウイルスの発生を確認した場合、直ちにその発生園地が含まれる区域（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除く。）を指定するものとする。

2 知事は、前項の区域を指定するときは、条例第7条の規定に基づく移動の制限を開始する日の30日前までにその旨を告示するものとする。

(移動申請書)

第3条 規則第4条に規定する移動申請書（別記第1号様式）は、移動しようとする特定サクラ属等の植物の種類ごとに作成するものとする。

(移動申請書の添付書類)

第4条 規則第4条に規定するウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれがないことを証する書類は、次の各号のいずれかの事項及び移動しようとする特定サクラ属等の植物にアブラムシ類が付着していないことを記載した書類とする。

(1) 移動しようとする特定サクラ属等の植物（当該植物が接ぎ木苗で3年生未満である場合にあつては、その母樹）に対して、ウメ輪紋ウイルスの有無に係る科学的な検査を実施し、その検査結果が陰性であること。

(2) 移動しようとする特定サクラ属等の植物が実生で3年生以下の場合にあつては、播種以降、アブラムシ類及びウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれのある植物から常に隔離されていたこと。

(3) 移動しようとする特定サクラ属等の植物が販売等により一時的に存在した場所（当該植物を苗木及び果実の生産場所、観賞の場所、公園等緑地試験研究のための用土及び当該用土と同様の機能を有するものに植栽し、又は肥培管理を行っていた場所を除く。）に第3条に規定する区域に含まれていた場合は、アブラムシ類及びウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれのある植物から常に隔離されていたこと。

2 知事は、許可に当たり申請者から提出された前項の書類の内容について、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延防止に支障がないことを確認するものとする。

(記述内容)

第5条 前条第1項に規定する移動する特定サクラ属等の植物にアブラムシ類が付着していないこと

に関する内容は、次の事項を記載するものとし、植物ごとで確認者が異なる場合は、個別に記載するものとする。

- (1) 確認者の氏名、所属、所在地及び電話番号
- (2) 確認年月日

2 前条第1項第1号のウメ輪紋ウイルスの有無に係る科学的な検査を実施し、その検査結果が陰性であることに関する内容は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 依頼検査の場合
 - ア 検査機関名、代表者氏名、所在地及び電話番号
 - イ 検査責任者の所属、氏名、住所及び電話番号
 - ウ 検査年月日（植物ごとの個別の記載）
 - エ 検査方法（イムノクロマト法、LAMP法又はその他の方法のいずれか方法に使用した検査資材名、製造業者名、商品名、仕様等を記載）
 - オ 検査結果（植物ごとの個別の結果を記載）

(2) 自主検査の場合

- ア 検査責任者の所属、氏名、所在地及び電話番号
- イ 検査年月日（植物ごとの個別の記載）
- ウ 検査方法 イムノクロマト法、LAMP法又はその他の方法のいずれか方法に使用した検査資材名、製造業者名、商品名、仕様等を記載
- エ 検査結果（植物ごとの検査工程の記録、検査結果及びその写真（撮影日及び個体の識別ができるもの。））

3 前条第1項第2号及び第3号に規定するアブラムシ類及びウメ輪紋ウイルスによる感染のおそれのある植物から常に隔離されていたことに関する内容は、次の事項を記載し、植物ごとで異なる場合は、個別に記載すること。

- (1) 所在の理由及び期間
 - (2) 確認者の氏名、所属、住所及び電話番号
 - (3) 確認年月日
 - (4) 所在場所の位置図、構造及び写真
 - (5) アブラムシ類及び感染した恐れのある植物から隔離した方法（使用した資材、薬剤の仕様 期間、実施内容及び工程並びにその写真（撮影日及び個体が識別できるもの。））
- （書類の経由）

第6条 条例及び規則の規定により知事に提出する書類は、特定サクラ属等の植物を移動しようとする場所を管轄する所轄振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。